

融資あっせん制度をご利用ください

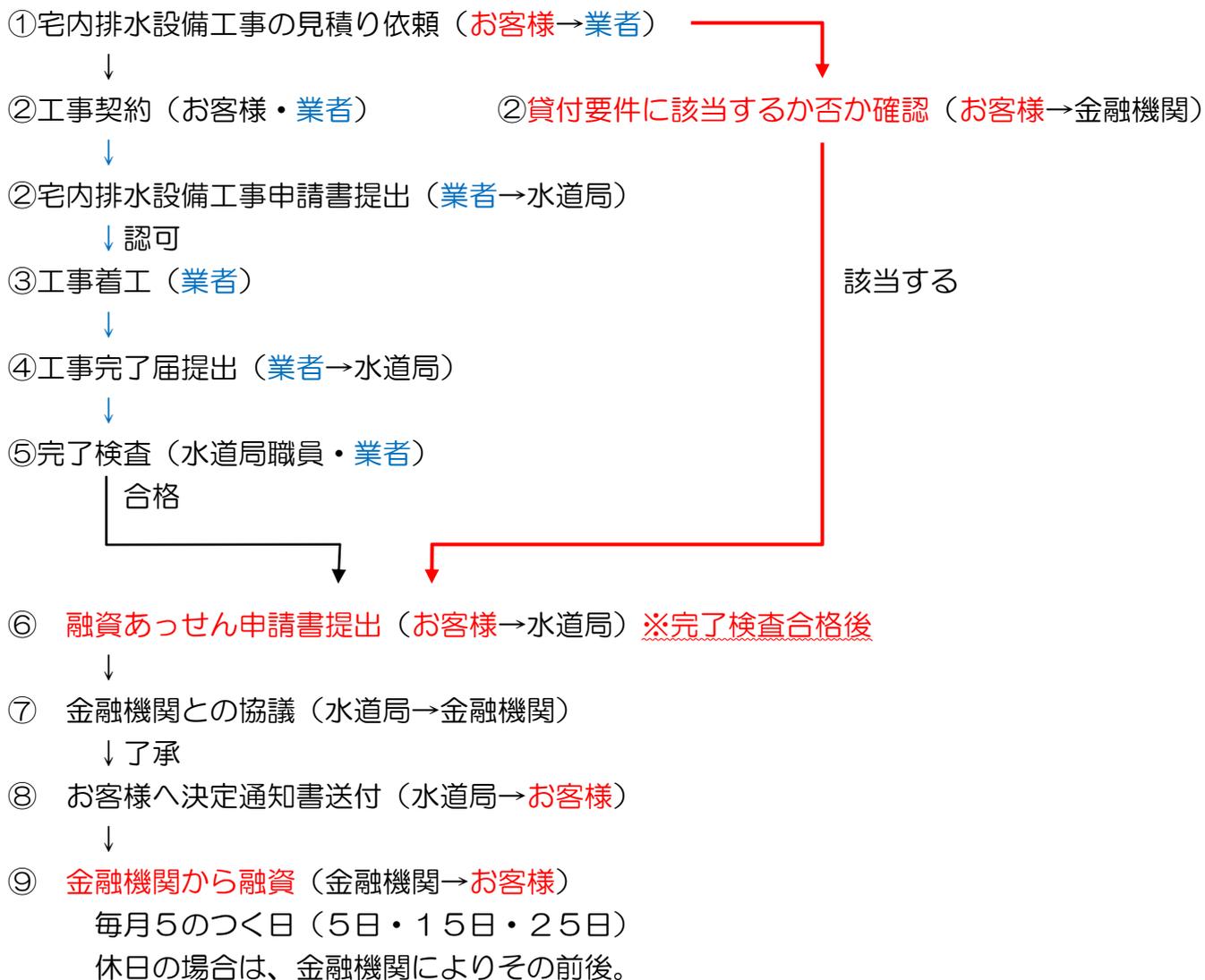
- 今まで利用していた、汲み取り便所を水洗トイレに改造又は新設して公共下水道に接続する場合には、一定の条件を設けて融資あっせんを行っています。

この制度は、処理区域になるとトイレの水洗化が法律で義務づけられているため、みなさんの経済的な負担をなるべく少なくしようと定められた制度です。

- 住宅の新築、改築(建て替え)の場合は対象となりません。

	改 造 資 金	特 別 資 金
融資あっせん対象者	公共下水道が使用可能となり、宅内排水設備を設置する者で、次のすべてに該当する者 ① 建築物の所有者、又はその所有者から排水設備の設置について同意を得た者 ② 市税、下水道事業受益者負担金、上下水道使用料を滞納していない者 ③ 資金の償還能力を有する者 ④ 金融機関の貸付要件に該当する者	
あっせん対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備工事 (便所等の建築工事は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備工事 排水設備工事に伴う便所、風呂、台所等の改造工事
あっせん限度額	1世帯 80 万円	1世帯 200 万円
融 資 金 利	長期プライムレートの利率	長期プライムレートの利率
利 子 補 給	市で全額負担	市で全額負担
返 済 期 間	7 年(84 回以内)	7 年(84 回以内)
償 還 方 法	元金均等月賦償還	元金均等月賦償還
連 帯 保 証 人	資金の償還能力を有し、原則として市内居住の別世帯の者 1 人	金融機関の定める保証会社等
保 証 料	なし	本人負担
申 請 書 類	1. 改造資金融資あっせん申請書 2. 申請者の所得証明書 3. 申請者の市税の納税証明書 4. 保証人の所得証明書 5. 借家人の場合は、家屋所有者の承諾書 6. 供用開始後3年経過した場合は、理由書	1. 特別資金融資あっせん申請書 2. 申請者の所得証明書 3. 申請者の市税の納税証明書 4. 借家人の場合は、家屋所有者の承諾書 5. 便所、風呂、台所等の改造又は新設に要した費用の請求書及び見積書の写し 6. 供用開始後3年経過した場合は、理由書
取 扱 金 融 機 関	長野銀行須坂支店・須坂南支店 長野信用金庫須坂支店・墨坂支店・太子町支店 長野県信用組合須坂支店・須坂南支店 長野県労働金庫須坂支店 ながの農業協同組合 須高ライフサポートセンター	
そ の 他	※金融機関の貸付要件に該当することを事前に金融機関に確認してください。 ※改造資金と特別資金を併せて利用することはできませんので、どちらかの資金融資あっせんを選択してください。	

融資あっせんフローチャート



改造資金(限度額80万円)

金融機関の貸付要件に該当することを事前に金融機関に確認してください。
原則、別世帯の市内居住者の保証人が必要です。
年齢によっては、金融機関に断られる場合もございます。

特別資金(限度額200万円)

金融機関の貸付要件に該当することを事前に金融機関に確認してください。
金融機関の保障会社で保障するため、保障料(残元金の1.5%程度)が掛かります。
年齢によっては、金融機関に断られる場合もございます。

“市でお金を貸してくれるの？”とお問い合わせがありますが、お客様の利子を市で全額負担する制度でございますので、借入契約はお客様の付き合いのある金融機関と行っていただきます。

お問合せ先 水道局上下水道課 宅内サービス係
026-248-9013(課専用)